施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和元年 10 月~ 令和元年 10 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記 の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、宜野湾市内に居住していることを宜野湾市が住民基本台帳で 確認すること。
- 2. 実際に利用していることを宜野湾市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を宜野湾市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を宜野湾市が確認すること。
- 5. 認定保護者と振込名義が異なる場合は、宜野湾市が委任者へ確認を行うこと。
- 6. 提出書類において、虚偽が疑われる場合、宜野湾市は、請求者に対しての振込みを停止する。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

	,									
フリガナ	ギノワン タロウ	認定		生年月日		昭和××年	××月	$\times \times \Box$		
氏 名	宜野湾 太郎 印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	子どもとの続柄	父	現住所	宜野潭電話:	等市野嵩△-△-△ 090-×××-×××				
窓口に来	た方 □請求者本人 □請求者	当以外の	親族(続柄	:) □その他()		
2. 認定子どもでといり										
法第30条	€の4の認定種別 ☑ 第2号 □	第3号	フリガ	ナ	ギノワン	ン ハナ				
認定番号	1234				L., 193-0 \aligned					
生年月日	平成 27 年 12 月	24 日	氏名		主野湾	はな				
年 丿	月 日~ 年 月 日の間の住	所	住	所						
☑ 現住所	「のとおり □ 転入した □ 転出	した	(転入・転出のに 記 入	場合)						
上記で転え	入または転出に該当した場合は転	入・転出	日を記入			年	月	日		
3. 償還払	ないの振込先を記入して下さい(※1)									

金融機関名		預 句	き 種	目	<u> </u>	 爭通	L	」当月	至		
銀行・信用金庫	支店	口互	医番	号)	0	1	2	3	4	5	6
農協・信用組合	出張所	口座名	義(カタ)	カナ)		5	ドノワ	ン	タロリ	ウ	
ツ1 中津老し口庫女美が囲むて振り出た地学士で担合け	十十十七	マの禾だ	て小ける。世	∄.Ш.Т	71	だナル					

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ	リガ	ナ	ギノワンニンカ	ガイ	ホイクエ	ン										
(I)	施	色 設 事 業	•	ぎのわん認可外	/		所	在		地	宜野湾市野嵩〇	-0-	-0				
(I)	事	業	名	こく ヘンダン 人の 単心 日 ン								電話: 098-893-	$\times \times$	$\times \times$			
		契約し	てい	る利用料※2	~	月額	28,	000	円[日額	F]	時間額			円
	フ	リガ	ナ	ギノワンシファミリ	ーサ;	ポートセンタ	ター										
2	施事		宜野湾市			所	在		地	宜野湾市野嵩1-	1-1						
2	事	業	名	名 ファミリー・サポー		ト・センター						電話: 098-893-	-4463				
		契約し	てい	る利用料※2		月額			円[日額	P	·	時間額	7	700	円
	フ	リガ	ナ	××ニンテイニ	ı Ka	モエン											
(3)	施事	設業	・ 名 ××認定こども	××認定こども園			所	在		地	宜野湾市野嵩◇	-0-	- 🔷				
0	事	事業										電話: 098-892-	$\times \times$	$\times \times$			
		契約し	てい	る利用料※2		月額			円し	/	日額	1,500 円		時間額			円

	フ	リガナ									
4	施事	設 ・ 業 名			所	在	地				
_	*	業名						電話:			
		契約してい	ヽる利用料※2	□月額		円	日額		円	時間額	円
	フ	リガナ									
	施	設 •			所	在	地				
5	事	業名						電話:			
		契約してい	ヽる利用料※2	□月額		円	日額	•	円	時間額	円

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利 用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を 記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育 に支払っ 月額利用 (保育* (a) ※3	った 月料 斗)	一時預かり事 児保育・子育 活動支援事 払った月額合 料 (b) ※	て援助 業に支 計利用	支担	ム額合計 c=a+b)		月額上限都 (d)	Í	請求額 (cとdを比較して 小さい方)		
令和元10月	28, 000	円	3,600	円	31,	600	円	37,000	円	31, 600	円	
年 月		円	1	円			円		円		円	
年 月		例) (2700×3時間	= 2.10			円		円		円	
年 月			_	•			円	円		P		
年 月			③1,500×1⊟	= 1,50	0円		円		円		円	
年 月							円		円		円	
年 月		円		円			円		円		円	
年 月		円	円				円円			円		
年 月		円	円				円		円	円		
年 月		円	円				円		円	円		
年 月		円	円				円		円	円		
年 月		円		円			円		円	円		

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供 証明書をすべて添付して下さい。
 - また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の 月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
 - 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、
 - ___または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
 - または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数